

# 新・ふるさとづくり推進事業補助金

住民の方が主体となって行う「まちづくり活動」を応援します！！

## 補助金の内容

### 協働の まちづくり

産業の振興や福祉の増進、地域の安全安心、環境整備など、まちの活性化に向けた活動に対して、経費の100%以内で助成します。※1事業1回限り

▶ 補助金の上限額 50万円

▶ 対象となる経費 印刷費、消耗品費、使用料、手数料、原材料費 など

### 人材育成

先進地視察や研修会などに関する経費の50%以内で助成します。

※1事業1回限り

▶ 補助金の上限額 先進地視察10万円（1人2万5千円）、研修会15万円

▶ 対象となる経費 交通費、宿泊費、講師謝礼（上限5万円）、事務費など

### 景観づくり

公共スペースなどへの花壇整備や植樹、イルミネーションの整備など、町内の景観向上に向けた活動に対し、経費の100%以内で助成します。

▶ 補助金の上限額 初年度30万円、2年目以降5万円

▶ 対象となる経費 苗木、肥料、プランター、LED照明の購入費 など

## 補助金を受けられる団体など

町内で活動する町民グループ（3人以上の町民で構成された団体）、町内会、企業、産業団体、NPO、その他任意の団体などで、法令や条例などに違反する活動、宗教的または政治的な活動をしていないことが条件になります。

なお、町から活動経費が助成されている産業団体、企業、各種団体及びその附属組織などは、補助率が通常の50%になります。※町内会は除きます。



【お問い合わせ先、ご相談窓口】 標津町役場 企画政策課  
〒086-1632 標津町北2条西1丁目1番3号  
☎ 85-7240 / FAX 82-3011